

広 情 個 審 第 号
平成31年3月 日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求について（答申）

平成30年7月25日付け広児相第352号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第60号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年7月25日付け広児相第352号の諮問事案（諮問第60号事案）

平成29年12月18日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が平成30年1月30日付け広児相第898号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同年3月14日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った処分を取り消し、開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、本件不開示部分の違法・不当性のほか、理由付記の要件を欠くとして本件処分自体の違法性を主張している。その内容は、おおむね次のとおりである。

行政手続法（以下「法」という。）第8条第1項は、申請に対する拒否処分について、「申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定める。

そして、不開示決定をするに際し単に該当条文のみを示したことが理由付記の要件を欠くとして、開示請求者が当該処分の取消しを求めたという事案において、最高裁判所（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決）は、「本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること」「にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と

公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない。」としている。その上で、同判決は、「本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを、被上告人（開示請求者）「において知ることができないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に『東京都公文書の開示等に関する条例第九条第八号に該当』と付記されたにすぎない本件非開示決定の通知書は「理由付記の要件を欠く」と判断した。

本件においては、不開示の理由として、「広島市情報公開条例第11条第2号に該当」「広島市個人情報保護条例第11条第4号に該当」とのみ記載されている。そして、前述のとおり、不開示部分には、児童通告の際の聴取内容、家庭訪問時の様子、当該児童とのやりとり、当該児童の両親等とのやりとり、当該児童の通う保育園、学校等とのやりとり、児童相談所の対応等の情報が含まれていると思われる。

当然ながら、これらの本件文書の種類、性質を考慮しても、どのような根拠で、実施機関の挙げる二つの不開示情報に該当するのかを、開示請求者において知ることができない。

したがって、本件不開示決定は、理由付記がなされておらず、法第8条第1項本文等に反する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件不開示部分の妥当性のほか、理由付記には重大な瑕疵が存在しない旨を主張している。その内容は、おおむね次のとおりである。

本件処分の理由では、本件経過記録の中に含まれている情報の内容を揚げた上で、不開示との判断を行った根拠として条例第11条第2号の規定の内容を記載しているのであるから、審査請求人を含む第三者から見てもいかなる根拠でいかなる不開示事由に該当するとして本件処分がなされたのかについては知ることができる。

したがって、本件処分の理由付記について、その趣旨を没却するような重大な瑕疵は存在せず、本件処分の取り消し事由にはならない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、争点の一つとなっている理由付記の要件について、必要な調査を行い、以下のとおり判断する。

広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号。）第8条第1項により、実施機関は、公文書の一部又は全部を開示しないときは、その理由を決定通知書に記載する必要がある。この不開示理由の付記は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保し、不開示理由を開示請求者に知らせて審査請求に便宜を与えるためのものである。したがって、不開示とされた各情報が、条例が示す不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者に了知し得るものでなければならない。

そこで、本件処分における部分開示決定通知書の理由の記載が、開示請求者において不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえるかについて、以下検討する。

本件処分は、開示しない部分の概要として、「請求者以外の個人との対応記録等」、「相談に関する対応方針、協議内容等」と概括的に記載しているのみで、それぞれの不開示部分が、「請求者以外の個人との対応記録等」、「相談に関する対応方針、協議内容等」に該当するかが明らかでないから、不開示とされた各情報が、条例が示す不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者に了知し得るものであったということとはできない。

したがって、本件処分における理由の記載は十分なものとはいえず、広島市行政手続条例第8条第1項の定める理由付記の要件を欠くものであると認められる。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 7. 25	広児相第352号の諮問を受理（諮問第60号で受理）
30. 12. 19 (第1回審査会)	第1部会で審議
31. 1. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
31. 2. 19 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹